

給水方式改修について

はじめに…

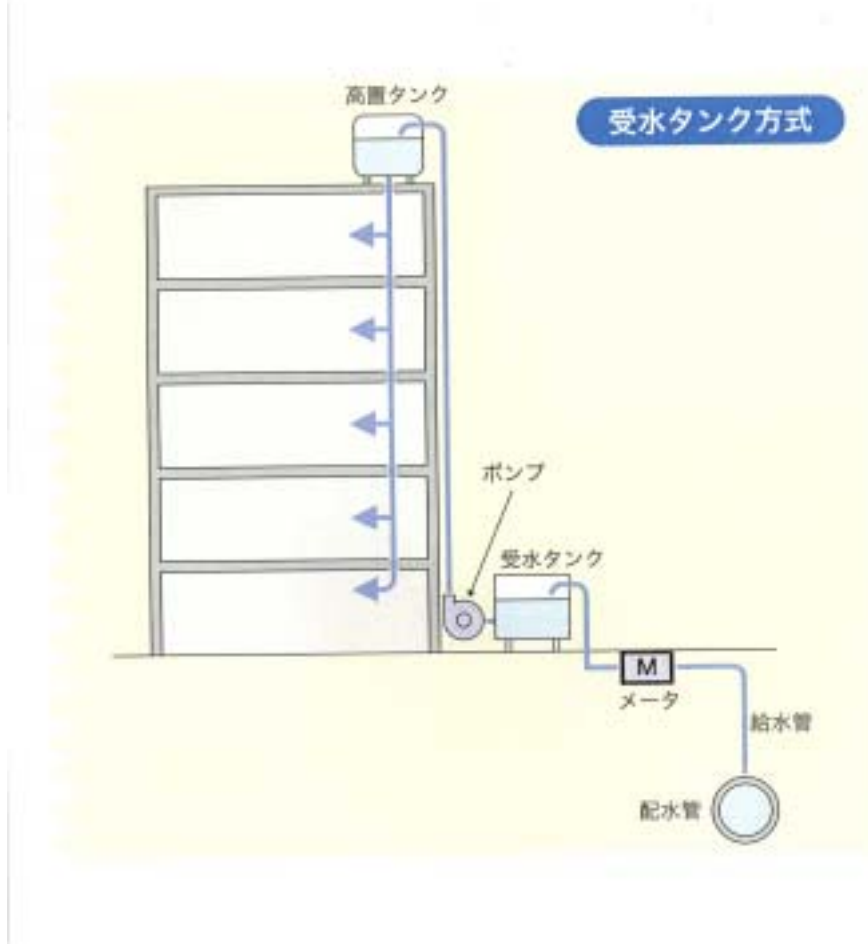
受水槽の衛生問題

水道法により有効容量 10m³ を超える受水槽は簡易専用水道として設置者に清掃などの管理責任が義務付けられておりますが、10m³ 以下の小規模受水槽はこの規制の対象外となり管理不備などによる水質の劣化が懸念されております。

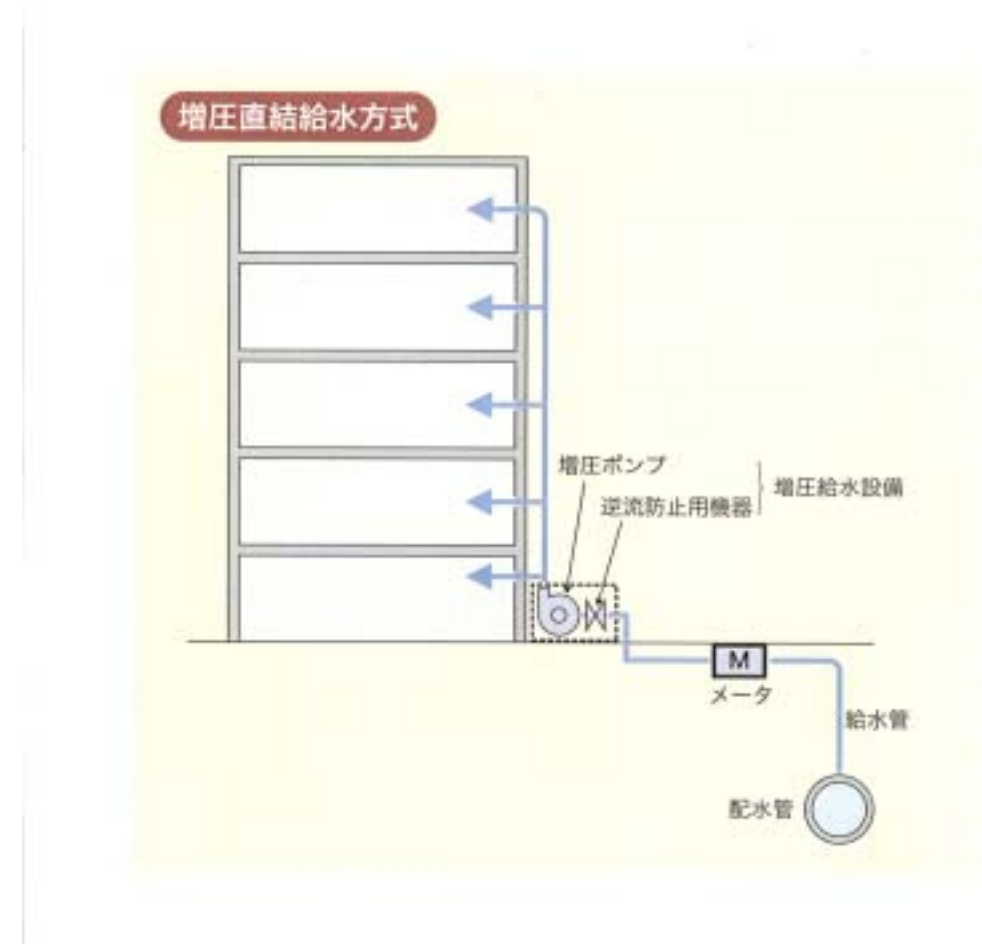
厚生労働省が推進しています

厚生労働省では「21世紀に向けた水道整備の長期目標について」を定め、安全でおいしい水を推進しておりその一つに直結給水（受水槽を介さない給水方式）の範囲拡大を重要テーマとして取り上げています。従来の直結給水の範囲（一般的に2階～3階程度）の規制を緩和する事で受水タンクを経由しない安全でおいしい水を供給する事が出来ます。

受水タンク方式とは…



増圧直結給水方式とは…



増圧直結給水方式と受水タンク方式の特徴

給水方式	長所	短所
増圧直結給水方式	<ul style="list-style-type: none"> 受水タンクが不要なため、水質劣化のおそれがなく、小スペース化が図れます。 水道局の送る圧力を有効に活用できるため、省エネ効果を期待できます。 	<ul style="list-style-type: none"> 水道管工事等で断水する場合には、貯留機能がないため、あらかじめ飲み水等を用意しておく必要があります。
受水タンク方式	<ul style="list-style-type: none"> 水道管工事等による断水や災害時にもある程度の水量を生活用水として使用できます。 配水管内の水圧に影響されることがありません。 	<ul style="list-style-type: none"> 受水タンクの点検・清掃を怠ると水質が劣化することがあります。 受水タンクへ注入するため、圧力が解放されエネルギーの有効利用が図れません。